

2025 年 7 月 4 日
一般社団法人電子決済等代行事業者協会

「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(2025 年 6 月 13 日閣議決定)
における「データ利活用制度の在り方に関する基本方針」について

2025 年 6 月 13 日に政府が閣議決定した「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(※ 1)において「データ利活用制度の在り方に関する基本方針」(※ 2)が策定されました。

同基本方針の「5. 先行個別分野の改革事項」として「(2) 金融分野」が明記され、金融情報の「見える化」やクレジットカード分野の API 連携に向けて、関係省庁を中心に具体的な検討が行われる方針が示されたことを歓迎します。

当協会は、2025 年 2 月 13 日に開催された内閣官房デジタル行財政改革会議データ利活用制度・システム検討会(第 4 回)において、「金融ウェルビーイングを実現するデータ連携の姿」と題して、金融データ接続環境の維持向上や、決済領域における制度的対応の必要性等を政府に提案をしておりました(※ 3)。

今回の基本方針は、当協会の提案とも方向性が一致しているものであると受け止めております。

今後、関係省庁を中心とした検討の場において具体的な議論が進展し、金融データの連携環境整備が進むことを強く期待しています。

当協会としても、具体的な提案や必要な情報提供等を行っていく所存です。

(※ 1)「デジタル社会の実現に向けた重点計画」

<https://www.digital.go.jp/policies/priority-policy-program>

(※ 2)「データ利活用制度の在り方に関する基本方針」 P.16,17 に金融分野に関する課題や今後の取組が掲載されています。

(※ 3)「第 4 回データ利活用制度・システム検討会」

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/digital_gyozakaikaku/data4/data4.html 当協会からの提案は資料 7 を参照ください。